

「スポーツ団体ガバナンスコード」 ・「NO！スポハラ」の概要について

村上市 生涯学習課 スポーツ推進室

目次

- ①スポーツ団体ガバナンスコードの策定経緯について
- ②スポーツ団体ガバナンスコードの策定について
- ③ガバナンスコードの対象団体について
- ④ガバナンスコードの各原則・規定等について
- ⑤ガバナンスコードの原則1～6と自己説明項目について
- ⑥スポーツガバナンスウェブサイトについて
- ⑦「NO！スポハラ」活動について（関連事業）
- ⑧スポーツにおける暴力・ハラスメント等の根絶に向けた取組について（関連事業）

① スポーツ団体ガバナンスコードの策定経緯について

各スポーツ団体は、自らの努力で適切な組織運営を図っていくことが求められています。（コンプライアンス徹底）

■ **スポーツ現場での課題**

- ・スポーツ指導の現場における暴力行為などが報道。スポーツの価値を毀損するような様々な不祥事案の発生。

■ **スポーツ基本法での位置付け**

（基本理念）

第二条

2 スポーツは、（～略～）国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

（スポーツ団体の努力）

第五条 スポーツ団体は、（～略～）基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のため事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するように努めるものとする。

② スポーツ団体ガバナンスコードの策定について

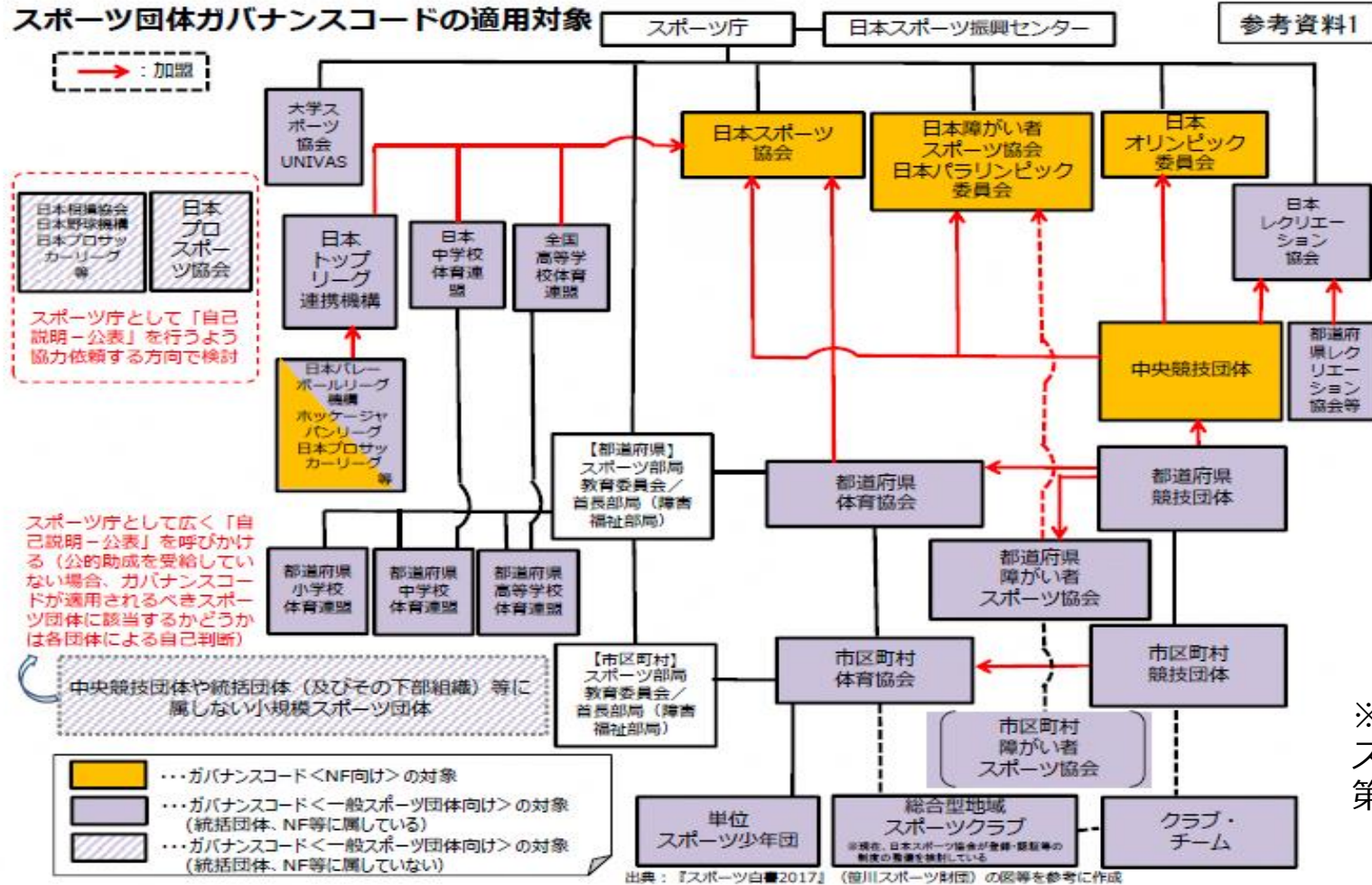
■ スポーツ庁の取組

スポーツ庁では、スポーツ基本法第5条第2項に規定するスポーツ団体における「自らが遵守すべき基準」の作成等に役立つよう、適切な組織運営を行う上での原則・規範として、スポーツ団体ガバナンスコード（以下「ガバナンスコード」という。）を策定しました。

■ ガバナンスコードについて

- ① スポーツ団体が遵守すべき原則・規範（原則1～6）
- ② ガバナンスコードは「中央競技団体（NF）向け」と「一般スポーツ団体向け」の2種類
- ③ スポーツ団体に対して、ガバナンスコードを遵守している旨の「自己説明と公表」を推進
- ④ 自己説明にあたっては、既存のセルフチェックシートにより公表

③ガバナンスコードの対象団体



※スポーツ庁スポーツ審議会
スポーツインテグリティ部会
第8回（令和元年7月23日）
【参考資料1】

④ガバナンスコードの各原則・規定等について

■ガバナンスコードの各原則・規定

一般スポーツ団体における適正なガバナンスを確保するために、共通的に求められる事項を示した原則1～5と、NFと同様に高いレベルのガバナンスを確保することが求められると自己判断する一般スポーツ団体は、原則6を追加して自己説明及び公表を行うことが求められています。

■自己説明のセルフチェックシートの活用

各スポーツ団体が自己説明を行うにあたっては、自己説明文書として「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉に係るセルフチェックシート」を活用することができます。

また、人的・財政的な制約等から、直ちに遵守することが困難である規定や現状の取組が不十分であると考えられる規定がある場合、改善に向けた今後の具体的な方策や見通し、達成の目標時期を示すことが望まれています。

⑤ガバナンスコードの原則 1～6 と自己説明項目について

■原則 1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業を行うべきである。

- (1)法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。
- (2)法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。
- (3)事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。
- (4)適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。

■原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。

■原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

- (1)役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。
- (2)指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。

■原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

- (1)財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。
- (2)国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。
- (3)会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。

■原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。

- (1)法令に基づく情報開示を適切に行っているか。
- (2)組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。

■原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。

⑥スポーツガバナンスウェブサイトについて

■スポーツガバナンスウェブサイト

独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）が運営するウェブサイト上に、日本国内で活動するスポーツ団体が、ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉の遵守状況に関する「自己説明－公表」を行うためのウェブサイトが整備されています。

■サイトのポイント

- ・全ての一般スポーツ団体がガバナンス〈一般スポーツ団体向け〉の遵守状況に関する自己説明を登録できます。
- ・自己説明の登録を行った一般スポーツ団体に対して登録証を発行（ウェブ上で出力）
- ・ウェブ上で、誰もが自己説明を閲覧可能
- ・登録団体に対して、JSCからガバナンス・コンプライアンスに係る研修機会等について情報提供

■本市の登録団体名称（R5.7.27現在）

ウェルネスむらかみ、サンスマイルあらかわ、希楽々、愛ランドあさひ、さんぽくスポーツ協会、新潟県トライスロン連合

⑦ 「NO！スポハラ」活動について（関連事業）

■ スポハラとは

スポーツの現場において暴力、暴言、ハラスメント、差別など安全・安心にスポーツを楽しむことを害する行為のことです。

■ 「NO!スポハラ」活動とは

「誰もが安全・安心にスポーツを楽しめる社会を作る」ための活動です。スポーツに関わる全ての方に対して、自らがスポハラを起こさない、他人にスポハラを起こさせない、スポハラを許容する環境を作らないように働きかけ、誰もが安全・安心にスポーツを楽しめる社会を作る取組です。令和5年度より「NO！スポハラ」活動として、スポーツに関わる全員が「NO！スポハラ」の価値観を持てるための取組が行われます。

■ 「NO！スポハラ」の活動主催団体

日本スポーツ協会のほか、日本オリンピック委員会、日本パラスポーツ協会、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟、大学スポーツ協会の5団体、計6団体が共同で取り組んでいます。

⑧スポーツにおける暴力・ハラスメント等の根絶に向けた取組について（関連事業）

■スポーツにおける暴力やハラスメントの相談窓口

スポーツ庁では各スポーツ団体等がホームページ等に掲載している相談窓口を一覧化しています。地域のスポーツ少年団、中学校や高校の部活動、トップアスリートまで幅広い層を対象に相談を受け付けることが可能です。

スポーツにおける暴力やハラスメント等でお困りの方は、相談窓口一覧をご活用いただき、各相談窓口にお問い合わせください。

<掲載団体一覧>

- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター
- ・公益財団法人日本スポーツ協会
- ・公益財団法人日本オリンピック委員会
- ・公益財団法人日本パラスポーツ協会
- ・公益財団法人日本中学校体育連盟
- ・公益財団法人全国高等学校体育連盟
- ・一般社団法人大学スポーツ協会
- ・中央競技団体
- ・法務省
- ・文部科学省